

呉市教育委員会会議録  
(令和7年11月28日定例会)

呉市教育委員会

- 1 開催日時 令和7年11月28日(金) 15:00開会  
16:29閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸  
教育長職務代理者 大之木小兵衛  
委員 若野文江  
委員 藤脇真美  
委員 石井哲朗 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 石川直之  
教育部副部長 横田三奈  
教育部副部長 伊藤賀世  
文化スポーツ部副部長 市川一雄  
産業部副部長兼観光振興課長 瀧川雅子  
教育部参事補兼呉高等学校事務長 羽田光利  
教育総務課長 新本康司  
学校施設課長 瀧川孝徳  
学校教育課長 木屋善貴  
学校安全課長 田村峡平  
スポーツ振興課長 堀直矢  
学校施設課主幹 森脇将二  
教育総務課課長補佐 橋本優子
- 5 傍聴者 1人
- 6 日 程
  - (1) 会期決定について
  - (2) 前回会議の報告
  - (3) 報告第22号 第5次呉市長期総合計画後期基本計画(素案)について
  - (4) 報告第23号 令和6年度生徒指導上の諸課題の状況について
  - (5) 教議第34号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
  - (6) 報告第24号 野呂山再整備基本構想(素案)について
  - (7) 教議第35号 臨時代理の承認について(令和7年度教育費補正予算)
  - (8) 教議第36号 臨時代理の承認について(契約の締結)
  - (9) 教議第37号 臨時代理の承認について(呉市地域社会教育施設の条例改正について)
  - (10) 教議第38号 臨時代理の承認について(職員人事)

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、石井委員・若野委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和7年10月24日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第6、日程第8及び日程第9については、議事に諮る案件のため非公開、日程第7については、予算に係る案件のため非公開、日程第10については人事案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

## 報告第22号 第5次呉市長期総合計画後期基本計画(素案)について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第22号「第5次呉市長期総合計画後期基本計画(素案)について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

新 本 課 長 それでは、報告第22号「第5次呉市長期総合計画後期基本計画(素案)について」御説明します。

資料の1ページを御覧ください。

これは、11月21日の呉市議会総務委員会で、企画課が説明した資料です。

第5次呉市長期総合計画のうち、図表1「将来都市像と五つの未来の姿」に記載しております、基本構想で掲げた 将来都市像と五つの未来の姿の実現に向けて、呉市総合計画審議会における議論を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの後期5年間で取り組む施策等を示す「後期基本計画」の素案を作成しました。

2ページを御覧ください。

「1 後期基本計画」, 「(1)後期基本計画における政策体系」です。

2ページから5ページにかけて記載しています、図表2の政策体系図のとおり、八つの政策分野ごとに基本政策と施策を体系化し、基本構想で掲げた将来都市像の実現に向けた取組を進めていきます。

政策体系図は、左側に基本構想で定めた政策分野とその目指すべき姿を、その右側の欄に目指すべき姿の達成に向けて取り組む基本政策を、さらに、その右隣に基本政策実現に向けて取り組む施策を記載しております。

次に、6ページを御覧ください。

「(2) 施策推進のための横断的な視点」です。

将来都市像と五つの未来の姿の実現に向け、各政策分野の施策推進に共通する四つの横断的な視点を持って、後期基本計画を推進します。

横断的な視点①としまして、人口減少対策(少子化への対応、若者・女性施策の推進)、横断的な視点②市民や企業、高等教育機関など多様な主体との取組の推進(海洋文化都市くれの実現など)、横断的な視点③先端技術の積極的な活用による Society 5.0の実現、横断的な視点④様々な危機への対応と将来のリスクへの備えとなっております。

7ページを御覧ください。

「(3) 各基本政策の現状・課題及び施策の方向・主な取組」です。

後期基本計画は、前期基本計画の策定以降に生じた情勢の変化や、各政策分野において策定した個別の計画の内容等を踏まえ、各基本政策に記載している現状・課題や、施策の方向・主な取組について、内容の追記や修正などの見直しを行っています。

7ページから19ページにかけては、見直しを行った主な点について、政策分野ごとに記載しております。また、括弧内の数字は、参考資料のページ番号です。

参考資料は、別冊でお配りしていますA4縦のカラー資料です。ただし、この度は関係箇所のみ抜粋しております。

それでは、「教育分野」、「文化・スポーツ・生涯学習分野」について御説明いたします。

7ページの「政策分野1子育て・教育分野」の「基本政策2(学校教育の充実)」には、「施策の方向・主な取組」に「AI型デジタルドリルの導入」などを追記しています。

11ページを御覧ください。

「政策分野4文化・スポーツ・生涯学習分野」では、「基本政策1(文化の振興)」の「施策の方向・主な取組」に「文化芸術を通じた若者を惹きつける魅力のあるまちづくりの推進」などを追記しています。

また、「基本政策2(スポーツの振興)」の「施策の方向・主な取組」に「生涯スポーツの推進」などを追記しています。

12ページを御覧ください。

「基本政策3(生涯学習の推進)」の「施策の方向・主な取組」に「リカレント教育の推進」などを追記しています。

次に、20ページをお願いします。

「2 まち・ひと・しごと創生総合戦略」「(1)第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の現状等」です。

呉市では、令和2年度に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、総合計画基本構想に掲げる八つの政策分野の「目指すべき姿」を基本目標として掲げ、前期基本計画における施策を実行することにより、国籍や年齢、性別等にかかわらず、誰もが住みたい、住み続けたい、行ってみたいと思えるまちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、呉市の人口減少の最も大きな要因である若年層の転出超過や出生数の減少が続いており、令和6年度末時点での人口は20万人を下回ることとなり

ました。

21ページを御覧ください。

「(3)第3期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標等」です。

総合計画に包含される第3期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、図表4でお示しするとおり、総合計画の基本構想に掲げる八つの政策分野の「目指すべき姿」を基本目標とし、将来都市像の実現に向けて、施策を進めていきます。これは、後期基本計画そのものを第3期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とするものです。

22ページを御覧ください。

「3 スケジュール」です。

本計画の最終案については、来年1月に開催予定の呉市総合計画審議会第3回会議で報告し、2月に呉市議会へ行政報告を行う予定です。

最後に、「4 市民意見募集（パブリックコメント）」です。

この計画素案につきましては、12月22日まで、パブリックコメントを実施しております。その後、パブリックコメントでの意見等を踏まえ、最終案を取りまとめ、先ほども説明しましたが、来年2月に呉市議会へ行政報告を行う予定です。

説明は以上です。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第22号「第5次呉市長期総合計画後期基本計画（素案）について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

若 野 委 員 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の若年層が転出をし、生まれてくる子どもの数が少ないというところで、なぜ若者が転出するのかということ、若い世代が集まる場所があったので、聞いてみました。

まずは、呉には、「遊ぶところがない。例えば、ラウンドワンのようなボウリングとかいろいろな遊びが複合的にある場所がない。」ためです。また、「おいしいお店が少ない。」「広から向こうは、電車が遅れる、動かない。」といったことで、魅力がないと言われました。

大学進学等で、呉以外の街を見たら、呉に戻らないという現象なのかなと思いました。

やらないといけないことが多くある中で、呉駅付近に若者が集まる居場所を作っていくというところで、何か魅力的なものができたらいいなと思いました。

教 育 長 この件に関しては、まさに今日16時から、呉市人口戦略対策本部会議という会議があって、呉市から近隣の市町へ転出した若年層の、なぜ転出したかとかいうようなことを調査した結果が話し合われます。

そういったことを分析しながら市全体として、雇用のことにしても、施設にしても、遊ぶところとか、いろいろなものを含めて、検討していかなければならないことだと思っております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教 育 長 次に、日程第4の報告第23号「令和6年度生徒指導上の諸課題の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田 村 課 長 それでは、報告第23号「令和6年度生徒指導上の諸課題の状況について」御説明いたします。

資料23ページを御覧ください。

まず、グラフにつきましては、小学校と中学校に分けて表しておりますが、天応学園につきましては、前期課程は小学校、後期課程は中学校で計上しておりますのでお知りおきください。

それでは、1の暴力行為発生件数についてでございます。

定義は、「自校の児童生徒が故意に見える物理的な力を加える行為」で、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の四形態に分けられます。

それでは、グラフを御覧ください。棒グラフは、呉市の発生件数を示しております。小学校では令和6年度39件、中学校では令和6年度43件でございました。また、折れ線グラフは、1,000人当たりの発生件数を示しておりますが、小中学校とも、国や県と比べて、呉市は大きく下回っている状況でございます。

令和6年度の状況といたしましては、小中学校とも減少し、特に中学校は半減しております。この一つの要因といたしましては、同じ児童生徒による繰り返しの暴力行為が減少したということが挙げられます。また、四形態のうち、生徒間暴力が9割以上占めております。そして、相手の行動や言動に腹を立てて、暴力行為に至った事案が多い状況となっております。

今後の対応といたしましては、未然防止に向けて、落ち着いた学習環境の整備や児童生徒の規範意識の涵養、児童生徒一人一人の特性を踏まえた指導や支援を丁寧に行ったり、校内巡視や見守りを実施したりすることによる未然防止及び前兆行動等の早期発見・早期対応に、努めてまいりたいと考えております。また、課題に応じて、早い段階から、スクールカウンセラーや医療機関、警察連携等の専門的な知見を積極的に取り入れた適切な指導・支援を行ってまいりたいと考えております。

学校安全課といたしましても、引き続き生徒指導員の派遣や、その他警察連携等により適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、2のいじめの認知件数についてでございます。

定義は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」でございます。

それでは、グラフをお願いいたします。まず、棒グラフで示しております呉市の認知件数でございますけれども、小学校は令和6年度559件、中学校は154件でございました。また、折れ線グラフで示しております、1,000人当たりの認知件数は、国と比べ下回っておりますが、県の認知件数よりは上回っている状況でございます。

資料24ページをお願いいたします。

令和6年度の状況でございます。小中学校とも増加、特に小学校は約2.3倍増加している状況でございます。いじめの初期段階のものも含めて、積極的に認知が進んでいると考えております。しかしながら、事案によっては、正確な事実確認や速

やかないじめ対応チームの招集，校内における役割分担など，「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」に従った組織的な対応や児童生徒，保護者に寄り添った対応の不十分さから，重大な事態に発展したケースも複数ございました。

今後の対応といたしましては，いじめを漏れなく認知するために，改めて法に定められているいじめの定義を確認するとともに，「学校いじめ防止基本方針」に沿った組織的な対応の徹底を図ることや，校長会等における具体的な事例を基にした研修を行うこと等を通して，いじめられた児童生徒の立場に徹底的に立ち，寄り添って対応することを基本とし，児童生徒一人一人の尊厳の大切さを心に据えて，引き続き，令和5年9月に作成しました「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策の確実な実施に，努めてまいります。また，いじめ撲滅キャンペーンなど，児童生徒の主体的な活動を通じた学校・学級風土づくりや，よりよい人間関係の形成に向けた，学級・ホームルーム活動の充実を図るとともに，学期に1回以上の「いじめアンケート」や，「個人面談」による児童生徒の実態把握，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストを活用し，いじめ重大事態に対する平時からの備えを，徹底してまいりたいと考えているところでございます。

最後に，3の長期欠席児童生徒数と，4の不登校児童生徒数についてでございます。

長期欠席の定義でございますけれども，「年度内に連続又は断続して30日以上欠席すること」をいいます。そして，欠席理由から病気，経済的理由，不登校，その他の四つに分けられます。

グラフを御覧ください。棒グラフが示す，呉市における長期欠席者数でございますけれども，令和5年度と比較いたしますと，小中学校ともに減少しております。しかしながら，小中学校ともに1,000人当たりの長期欠席生徒数が，国・県よりも多い状況となっているということでございます。

それでは，25ページをお願いいたします。

4の不登校についてでございます。

定義は，「年度内に連続または断続して30日以上欠席する「長期欠席」のうち，何らかの心理的，情緒的，身体的，あるいは社会的要因・背景により，登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること」をいいます。

グラフを御覧ください。棒グラフが示す，呉市の不登校児童生徒数でございますが，小学校は令和6年度197名，中学校は令和6年度307名でございました。折れ線グラフが示す1,000人当たりの不登校児童生徒数は，小中学校ともに，国や県と比較し，呉市は下回っている状況でございます。

令和6年度の状況といたしましては，小学校は増加傾向でございます。中学校は減少している状況でございます。児童生徒の休養の必要性を明示しました「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透等により，保護者の欠席に対する意識が変化したり，居場所や学びが多様化したりしている状況でございます。また，不登校児童生徒全体のうち，約40%の児童生徒が，100日以上登校している状況でございます。そして，約15%の児童生徒は登校日数が10日未満となっている状況でございます。

今後の対応といたしましては、新たな不登校を生じさせないために、児童生徒が休み始めた際、早めの家庭訪問の実施や関係機関等との連携を行うとともに、「アンケート」や「個人面談」を通して、把握した児童生徒の実態を踏まえた、安全・安心な学校・学級風土づくりを進め、一人一人の背景や要因を的確に把握し、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。特に、登校日数が10日未満の児童生徒への支援や連携を、充実させていきたいと考えております。

また、不登校により学びにアクセスできない児童生徒をゼロにすることを目指し、不登校児童生徒の居場所を確保するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣や、呉市教育委員会スクールカウンセラーによる児童生徒及び保護者との面談、そして、今年度から開始しております、いしばしよサポーターの派遣を行ってまいりたいと考えております。

また、不登校等児童生徒の居場所や支援等をまとめたリーフレット「いしばしよいろいろ」をはじめとして、児童生徒が不登校となった場合の相談支援に関する情報提供の充実を図るなど、不登校児童生徒への支援の充実を図ってまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長           ただいま、事務局から日程第4の報告第23号「令和6年度生徒指導上の諸課題の状況について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

藤 脇 委 員       いじめ問題についてですが、初期段階のものを含めて積極的認知ということで、小さなことから全部吸い上げて、個々に対応していただいているということだと思います。

非行の現状については、呉市は減少していると呉警察署から聞きました。しかし、SNS等を通じて、広島市内の少年などつながりがあることもあると聞きました。

また、不登校ぎみの子がオンラインゲーム等で知り合い、家出をするケースがあることも聞きました。その不登校ぎみの子たちは、「こうしたら危険だよ。」ということ、学校に来ていないから学べないと思いますが、不登校の子たちには、どういったことを伝えているのかももう少し知りたいのですが、教えていただけますか。

田 村 課 長       不登校の児童生徒に対して、SNSの問題などをどのように指導しているのかということですが、不登校の子については、個別対応になると思います。

もちろん全く登校しない子ばかりでもございませんので、学校に登校したときに、そういった注意喚起をするのも一つの方法でもございますし、家庭訪問での注意喚起を行うこともございます。

また、呉市に3ヶ所ございます呉市教育支援センターへも、SNSの使い方や指導について、学校と同様に通知をし、指導・支援を行っている状況でございます。

不登校の子どもたちに対しても、指導・支援を確実に行っていきたいと考えています。

若 野 委 員       3番目の長期欠席児童生徒について、グラフを見ると、呉が多いということですが、長期欠席の欠席理由が病気、これは本人の病気ですよね。そして経済的、不登校、その他とありますが、経済的なことで学校に行けず、休んでいるというのは、どのようなことなのでしょう。

田 村 課 長 経済的な理由については、例えばヤングケアラーなどが経済的な理由に当てはまるのではないかと考えております。また、現在呉市におきましては、長期欠席の理由として経済的理由は上がっておりません。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。  
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

#### 教議第34号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第5の教議第34号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、教議第34号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。  
28ページを御覧ください。  
改正の趣旨についてですが、呉市旅費条例が一部改正されたため、呉市旅費条例を準用している外国語指導助手の費用弁償につきましても、一部改正を行うものです。  
「2 改正の内容」につきましては、27ページにあります新旧対照表を御覧ください。第4条を第6条に変更し、あわせて語句の修正をしております。  
28ページに戻っていただきまして、「3 施行期日」につきましては、呉市旅費条例の一部改正の施行日に合わせて、令和8年2月1日としております。  
説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第5の教議第34号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

大 之 木 委 員 改正する理由を教えてください。

木 屋 課 長 主には、国の改正に伴ってということですが、旅費等が改正されております。  
特に、この度の旅費改正というのは、日当が廃止されて、宿泊手当という形になっております。国の改正に伴って、県そして呉市の条例改正という流れを受けてのものでございます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。  
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。  
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。  
それでは、これより非公開の議題に入ります。  
(15:32)

**報告第24号 野呂山再整備基本構想（素案）について**

（非公開案件です。）

**教議第35号 臨時代理の承認について（令和7年度教育費補正予算）**

（非公開案件です。）

**教議第36号 臨時代理の承認について（契約の締結）**

（非公開案件です。）

**教議第37号 臨時代理の承認について（呉市地域社会教育施設の条例改正について）**

（非公開案件です。）

（16：08）

教 育 長 それでは、ここで一旦定例会を中断させていただいて、先に「トピックス」の説明をお願いします。

（各課からトピックス等について説明）

（16：25）

教 育 長 これより定例会に戻ります。

議題に入ります前に、学校教育課から先ほどの件についての補足説明がありますので、お願いします。

木 屋 課 長 先ほど委員の方から、規則改正について、なぜ改正するのか、理由をお問い合わせいただいたところで、国の改正が背景にあるとお答えしましたが、国家公務員の旅費に関する法律が改正された背景としては、物価高騰でありますとか、あるいはインバウンドでありますとか、あるいは、交通機関の多様化など、そういった今の実態・現状に合わせる形で、法の改正が行われております。

国家公務員の制度改正ではありますが、地方公共団体においても、国の制度に沿った形で、地方公務員の旅費の制度が定められているというところで、国の動きを踏まえ、この度の条例改正に至っております。

以上でございます。

教 育 長 それでは、議題に戻ります。

これより秘密会の議題に入りますので、説明員の交代をお願いします。

**教議第38号 臨時代理の承認について（職員人事）**

教 育 長 以上で、定例会を閉会します。  
( 1 6 : 2 9 )

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 石 井 哲 朗 ）

（ 委 員 若 野 文 江 ）

（令和7年11月28日定例会）